

水力発電所関連施設における河川法及び電気事業法に係る調査結果報告について [概要]

1. 調査結果

(1/2)

指示文書	指示内容	調査・報告範囲	調査結果	提出先・提出日時						
<p>文書名：水力発電設備に係る調査について</p> <p>発信日：平成 18 年 11 月 21 日                      発信者：原子力安全・保安院長                      期 限：平成 18 年 12 月 20 日</p>	<p>水力発電設備に対し、下記事項について調査し、報告。</p> <p>【指示事項 1】                      1. 電気事業法に係る検査資料及び定期報告において記載事項に係る改ざんの有無及び有の場合はその内容。</p> <p>【指示事項 2】                      2. 電気事業法に係る必要な工事計画の届出(あるいは認可申請)を行わずに実施した工事の有無</p> <p>【指示事項 3】                      3. 上記 2. で有の場合は以下の事項                      (1)当該工事の時期と内容                      (2)当該電気工作物が技術基準に適合していることを示す書類                      (3)届出(あるいは認可申請)をしなかった理由</p>	<p>【指示事項 1】について</p> <p>【検査資料】                      ○平成 12 年 7 月の電気事業法改正<sup>1</sup>以降に実施した使用前自主検査(4件)について改ざんの有無を調査                      1 安全管理審査に基づく使用前自主検査の制定</p> <p>【定期報告】                      対象設備：25 発電所, 28 ダム                      対象事項：電気関係報告規則に定められた計測項目(漏水量, 堆砂量)</p> <p>【指示事項 2, 3】について                      ○水力発電所全箇所(139 箇所)において実施された工事約 87,000 件のうち工事計画の届出(認可申請含む)が必要な工事を抽出し、届出の有無を確認、届出なしの場合は時期や内容などについて調査</p>	<p>【指示事項 1】について                      ○使用前自主検査資料及び定期報告の記載事項に係る改ざんなし。</p> <p>【指示事項 2】について                      ○工事計画の届出又は、認可申請を行わずに実施した工事件数 12 件(11 発電所)を確認。[12/約 87,000 件]</p> <p>【指示事項 3】について</p> <p>【当該工事の内容】                      ・水車一部取替 1 件, 非常用予備発電装置取替・設置 5 件, 発電機取替 1 件, 取水堰原形復旧 2 件, 放水路付替えなど 3 件</p> <p>【届出が不要と判断した理由】                      ・台風災害により、流出した構造物の原形復旧のため(2件)                      ・能力等の変更を伴わない軽微な工事のため(5件)ほか</p> <p>【技術基準への適合性】                      ・施設の安定計算等により、全て技術基準に適合を確認</p>	<p>提出先：経済産業省                      原子力安全・保安院長                      提出日：平成 18 年 12 月 20 日</p>						
<p>検査資料の調査における報告分割について</p> <p>○検査資料における記載事項に係る改ざんの有無の確認については、昭和 39 年の電気事業法制定まで遡って、調査することから、調査件数が膨大な数になることが予想されたため、以下の通り分けて報告を行った。                      [平成 18 年 12 月 20 日報告]                      ・使用前自主検査資料、定期報告における記載事項に係る改ざんの有無                      [平成 19 年 1 月 24 日報告]                      ・使用前検査資料、立入検査資料における記載事項に係る改ざんの有無</p>		<p>検査資料の継続調査を実施</p> <p>【指示事項 1】について</p> <p>【検査資料】                      ○水力発電所全箇所(139 箇所)において実施された工事件数 約 87,000 件のうち、平成 12 年 7 月の電気事業法改正より前に実施した使用前検査及び設備の一部使用開始に伴い実施した検査について改ざんの有無を調査</p> <p>○水力発電所全箇所(139 箇所)のうち再開発による新設後、立入検査を実施していない 4 発電所(須崎、丸田、石河内第二、塩漫)を除く発電所(135 箇所)への立入検査について改ざんの有無を調査</p>	<p>【指示事項 1】について                      ○使用前検査資料の記載事項に係る改ざん有り。[1/約 87,000 件]</p> <p>【改ざんの内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>時期</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおみやしがわ大宮地川発電所改造工事</td> <td>昭和 60 年(10 月 30 日 ~ 11 月 1 日)</td> <td>発電所出力の計測を不適切に行い、実際の発電機出力と異なる出力で使用前検査を受検し、合格書を受領していた。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○立入検査資料の記載事項に係る改ざんなし。</p>	項目	時期	内容	おおみやしがわ大宮地川発電所改造工事	昭和 60 年(10 月 30 日 ~ 11 月 1 日)	発電所出力の計測を不適切に行い、実際の発電機出力と異なる出力で使用前検査を受検し、合格書を受領していた。	<p>提出先：経済産業省                      原子力安全・保安院長                      提出日：平成 19 年 1 月 24 日</p>
項目	時期	内容								
おおみやしがわ大宮地川発電所改造工事	昭和 60 年(10 月 30 日 ~ 11 月 1 日)	発電所出力の計測を不適切に行い、実際の発電機出力と異なる出力で使用前検査を受検し、合格書を受領していた。								
<p>文書名：水力発電関連施設に係る自主点検の実施について</p> <p>発信日：平成 18 年 11 月 21 日                      発信者：国土交通省河川局長                      期 限：平成 18 年 12 月 20 日</p>	<p>水力発電設備に対し、下記事項について調査し、報告。</p> <p>【指示事項 1】                      1. 河川法に係るダム等計測データにおける改ざんの有無を調査。</p> <p>【指示事項 2】                      2. 河川法に係る手続き不備事案の有無を調査。</p>	<p>【指示事項 1】について</p> <p>【定期報告】                      対象設備：15 発電所, 17 ダム                      対象事項：水利使用規則に定められた計測項目のうち、安定性に係る項目(変形, 漏水量, 揚圧力, 堆砂量)</p> <p>【指示事項 2】について                      水力発電所(一級河川: 84 箇所)において実施された工事約 24,000 件のうち、手続き不備事案の有無を調査。</p>	<p>【指示事項 1】について                      ○定期報告データに係る改ざんなし。</p> <p>【指示事項 2】について                      ○河川法第 26 条第 1 項の許可を得ていない可能性のある工事件数 174 件(47 発電所)を確認。[174/約 24,000 件]</p>	<p>提出先：国土交通省                      九州地方整備局長                      提出日：平成 18 年 12 月 20 日</p>						

大分県、熊本県から二級河川について、点検の指示があり、その調査結果は添付資料 2 のとおり。

水力発電所関連施設における河川法及び電気事業法に係る調査結果報告について [概要]

2. 原因・再発防止策

(2/2)

指示文書	指示内容	原因	再発防止策	提出先・提出日時
<p>文書名：電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について</p> <p>発信日：平成18年12月21日                      発信者：経済産業大臣                      期限：平成19年1月24日</p>	<p>【無届工事について】                      報告のあった無届工事について、その事実関係、根本的な原因究明及び再発防止策について報告。</p> <p>【データ改ざんについて】                      検査資料についてデータ改ざんが追加的に見出された場合は、同様にその事実関係、根本的な原因究明及び再発防止策について報告。</p>	<p>・工事計画手続きの要否を判定するための根拠や仕組みが不十分であった。</p> <p>・電気事業法に係わる手続きを理解しようとする意識が不十分であったことから、届出に対する知識が不足していた。</p> <p>・手続きが確実に行われたことを確認、記録するなど、手続き不備を未然に防止するための仕組みがなかった。</p> <p>添付資料3参照</p>	<p>・関係法令の解説、法令に対する遵守事項および手続き事例などを設計・工事マニュアル等に織り込み、工事計画の届出が必要な対象工事を明確化し、周知徹底する。</p> <p>・電気事業法や関係法令（省令・解説含む）に関する教育を充実し、合わせて、コンプライアンス教育を行い、法令を遵守するための意識の醸成を図る。</p> <p>・法に係わる手続申請の要否判定～申請まで一連の業務が適正に行われたことを管理するためのシステムを構築する。</p> <p>添付資料3参照</p>	<p>提出先：経済産業省                      経済産業大臣                      提出日：平成19年1月24日</p>
<p>文書名：筑後川水系隈上川における水利使用許可（小塩発電所）等に係る報告徴収について</p> <p>発信日：平成18年12月21日                      発信者：九州地方整備局長                      期限：平成19年1月24日</p>	<p>【手続き不備について】                      下記について報告すること。</p> <p>1. 内容                      (1)小塩発電所等に係る無許可改築等の経緯                      (2)九州電力株式会社としての再発防止策</p>	<p>当社において                      申請の要否の判断目安がなかった。                      河川法の内容を十分理解していなかった。                      申請手続きが確実に行われていることの確認が不十分であった。</p>	<p>河川法申請要否判定の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川区域内にある当社設備の明確化</li> <li>・河川法申請手続きが必要な対象工事の明確化</li> <li>・河川管理者との申請要否に関する相互確認内容・結果の確実な保存</li> </ul> <p>河川法に関する教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川法及び関係法令（省令・解説含む）に関する教育の充実・強化</li> <li>・コンプライアンス教育による法令遵守意識の醸成と維持官庁申請が確実に行われていることを確認する仕組みづくり</li> <li>・申請要否判定～申請まで一連の業務を管理・チェックするシステムの構築</li> <li>・適正な申請行為を持続するための自主保安体制の充実・強化</li> </ul>	<p>提出先：国土交通省                      九州地方整備局長                      提出日：平成19年1月24日</p>